令和８年第６回矢巾町農業委員会総会議事録

１　開催日時　　令和８年６月 22 日（月）　13 時 30 分～15 時 12 分

２　開催場所　　矢巾町役場　２階　２－２会議室

３　出席委員　（１６名）

委員	１番	熊　谷　洋　司
委員	２番	阿　部　江利子
委員	３番	朴　田　敦　志
委員	４番	佐々木　　博
委員	５番	白　澤　克　美
委員	６番	佐々木　達　也
委員	７番	白　澤　和　実
委員	８番	高　橋　かおる
委員	９番	佐々木　昭　英
委員	１０番	福　澤　広　基
委員	１１番	金　子　忠　博
委員	１２番	佐々木　光　枝
委員	１３番	星　川　忠　博
委員	１４番	中　塚　　誠
会長職務代理者	１５番	高　原　弘　明
会長	１６番	佐　藤　俊　孝

４　欠席委員　（なし）

５　議事日程

日程第１	議事録署名委員の指名	
日程第２	会議書記の指名	
日程第３	会期の決定	
日程第４	業務の経過報告	
日程第５	報告第１号	農地法第３条の３の規定による農地の相続届出について
日程第６	報告第２号	専決処理事項報告について
日程第７	報告第３号	転用許可等不要農地の現状変更届出について
日程第８	議案第１号	農地法第３条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について
日程第９	議案第２号	農地法の適用外証明願いに対する許否決定について
日程第 10	議案第３号	農用地利用集積等促進計画の作成要請について
日程第 11	議案第４号	令和７年度最適化活動の目標に対する点検・評価について

５　説明員

農業委員会事務局	事務局長	細　越　一　美
	係　　長	泉　山　弘　道
	主任主事	南　幅　央　毅

６　会議の概要

議長　　会議に先立ち、皆様にお知らせします。
５月１日から庁内クールビズを実施しておりますので、暑い場合には上着をお脱ぎいただいても結構でございます。
本日の総会にあたって、事前に議案書を送付しております。
また、議案の朗読は表題のみといたします。
質問、意見や討論等、発言の際は、挙手により発言の意思表示をお願いします。
また、発言を許された方は議席番号と氏名を述べたうえで発言くださるよう、よろしくお願いします。
本日の出席委員は16名であります。
定足数に達していますので、会議は成立いたします。
ただいまから令和８年第６回矢巾町農業委員会総会を開会します。
それでは、あらかじめ皆様にお配りしている日程に従いまして、進めたいと思いますが、ご異議ございませんか。
「異議なし」の声あり

議長　　それでは、日程に従い進めてまいります。
日程第１、議事録署名委員の指名についてですが、当職より指名することにご異議ございませんか。
「異議なし」の声あり

議長　　それでは、当職より指名させていただきます。
14 番　中塚誠委員、15 番　高原弘明委員、３番　朴田敦志委員にお願いします。
日程第２、会議書記の指名ですが、当職により指名することにご異議ございませんか。
「異議なし」の声あり

議長　　それでは、当職より指名いたします。
農業委員会事務局　泉山弘道業務係長にお願いします。
日程第３、会期の決定ですが、本日１日とすることにご異議ございませんか。
「異議なし」の声あり

議長　　それでは、本日１日と決します。
日程第４、業務の経過報告ですが、別紙により事務局から報告させます。
【事務局による朗読】
【出席委員による補足説明】

佐藤俊孝会長　　６月２日　令和８年度農業委員会だより・全国農業新聞表彰及び令和８年度全国農業委員会会長大会について
６月３日　岩手県選出国会議員への政策要請について
６月 15 日　市町村農業委員会会長会議・研修会について
詳細資料は事務局で保管しているので、確認していただくようお願いします。

議長　　それでは質疑ありましたら、お願いいたします。

朴田敦志委員　　３番　朴田敦志です。
政府はコメ余りが見込まれるとしていますが、備蓄米への補充により対応する等の対策についての話題はありましたか？
また、余剰米を外国輸出に充てる等の話題はありませんでしたか？

佐藤俊孝会長　　今回は具体的な対策については、話題に上がりませんでした。
ただ、これまでの政府の発言やマスコミ情報等で判断するに、備蓄米への充当はありうる話であると認識しております。

朴田敦志委員　　３番　朴田敦志です。
６月２日の令和８年度岩手中央青果物価格安定対策協議会において、価格安定支援策のような情報はあったでしょうか？
キャベツが安値で取引されている現状があり、驚いています。

高原弘明職務代理　具体的な情報提供はありませんでした。
今回の協議会の主な内容は、事業及び決算報告、本年度予算の決議でしたので、個別の青果物に対する支援情報はありませんでした。

白澤和実委員　　７番　白澤和実です。
６月３日の岩手県選出国会議員への政策要請での議員の発言はどのようなものでしたか？

佐藤俊孝会長　　今回は県選出議員の全員出席により、これまでにない要請とすることができました。
政策要請に対して特別な発言はなかったのですが、４つの農業委員会からの情報提供に対して、各地域での取り組み内容に期待しながら、それぞれの課題に対応して支援策を講じていきたいという内容でした。

議長　　他に質問ございませんか。
「なし」の声あり

議長　　質疑なしと認め、次に進みます。
日程第５、報告第１号、農地法第３条の３の規定による農地の相続届出について、を議題とします。
議題について、事務局より朗読させます。
【報告第１号　朗読】

議長　　補足説明を許します。

事務局　　ありません。

議長　　それでは質疑ありましたら、挙手をお願いします。
「なし」の声あり

議長　　質疑なしと認め、次に進みます。
日程第６、報告第２号、専決処理事項報告について、を議題といたします。
議題について、事務局より朗読させます。
【報告第２号　朗読】

議長　　補足説明を許します。

事務局　　ありません。

議長　　それでは質疑ありましたら、挙手をお願いします。
「なし」の声あり

議長　　質疑なしと認め、次に進みます。
日程第７、報告第３号、転用許可等不要農地の現状変更届出について、を議題といたします。
議題について、事務局より朗読させます。
【報告第３号　朗読】

議長　　補足説明を許します。

事務局　　報告第３号について補足説明をいたします。
こちらの案件は、耕作の利便性をあげるため、盛土により畑の段差解消をするものです。盛土の高さは１ｍ弱、面積は 490 ㎡で、盛土規制法の基準外であるため、県への届出・許可申請は不要であることを確認しております。

議長　　質疑ありましたら、挙手願います。
「なし」の声あり

議長　　質疑なしと認め、次に進みます。
日程第８、議案第１号、農地法第３条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について、を議題といたします。

議題について、事務局より朗読させます。

【議案第１号　朗読】

議長　　補足説明を許します。

事務局　　議案第１号について、補足説明をいたします。

こちらの案件は、資料№.１の別添農地法第３条調査書の１～２ページをご覧ください。

この調査書より、農地法第３条第２項各号には該当しないと思われることから、許可要件の全てを満たしているものと考えております。

番号１は、新規農地取得の案件で、先日審査を行い、その結果について資料 No.2 に詳細を記入してありますので、この内容や審査担当の説明等を確認の上で、委員全員で総合的に検討しながら、ご審議いただければと思います。

番号２は、譲受人は滝沢市在住ですが、町内にも耕作地を有しており、本案件の農地は譲受人の所有農地の隣に位置しており、耕作の利便性が高いとのことです。

議長　　新規農地取得の案件について、新規農地取得者審査を行っております。

番号１の審査の結果について、５番　白澤克美委員より報告願います。

白澤克美委員　　５番　白澤克美です。

５月 28 日に熊谷洋司委員、高橋かおる委員と私、事務局で審査をいたしました。

審査意見は次のとおりです。

営農計画が妥当かについては、ラベンダーを作付けし、サシェ（香り袋）等に加工して、自身の本業における販路を活用してホテル等に出荷する計画です。耕運機を購入して耕作する計画であり、苗は富良野から入荷することで調整済みです。本業は主にインターネットを活用した自宅勤務で、隣接する宅地に居住しながら、夫婦で年間 70 日ずつ農作業に従事する計画であり、ラベンダーの作付けには必要十分な日数が確保できていると考えます。現地を確認した結果、農地の状況も良好であり、計画は妥当であると判断しました。

業としての経営かについては、本業はギリシアに本社がある寝具を始めとした天然素材の製品を取り扱う業者の日本代理店に勤務しているとのことです。主となる収入は本業によるものであり、農業は副業として経営するものです。

資金収支から見て妥当かについては、本業による収入もあることから、資金収支としては問題ないものと判断しました。

営農姿勢については、本業においてギリシアに視察研修に行った際にラベンダーに興味を持ったとのことでした。富良野の農家やインターネット等により営農に係る技術について情報収集をしており、面談の際にも積極的に質問をしていました。富良野産の苗を矢巾で育てることをコンセプトにブランディングする計画を描いており、SNS 等による販路の確保など、販売も含めて営農に対する熱意を感じました。

知識・経験の有無については、農業経験はありませんが、富良野の農家や知人の農業者から指導を受けながら耕作する計画としています。

総合評価ですが、営農計画も妥当であると共に、耕作に対する熱意も感じられ、申請農地を適正に耕作することが可能であると判断したことから、農地法第３条の許可申請を受けることについて、妥当であると結論付けました。

議長　　その他、補足説明をお願いします。

熊谷洋司委員　　１番、熊谷洋司です。

現地確認の際、近隣の方ともお会いしました。その方は対象農地を管理しており、次の所有者となる方のことを気にかけておりました。審査の際、地域との調和が肝要である旨を申請者の方へも伝えました。

この案件が軌道に乗ることとなれば、矢巾町の一つのケースにもなり得ると思います。

高橋かおる委員　８番　高橋かおるです。

私は花卉農家ではありますが、ラベンダー栽培には詳しくないのですが、申請者は富良野の事業者と連携し、勉強しながら取り組んでいこうとしている印象を受けました。審査を通じて、矢巾町で栽培するということを大切に発信していきたいという姿勢が感じられました。

この方の取り組みにより、町内外に矢巾町が発信できればありがたいと感じますし、応援していければと思いました。

議長　今回の案件は、農地付き空き家の解消にもつながったようですね。

それでは質疑に入ります。

質疑がありましたら挙手願います。

佐々木博委員　４番　佐々木博です。

番号１についてですが、当該農地の付近は新しい道路の敷設を予定していると認識していますが、影響はないのでしょうか？

事務局　こちらの案件は新設される道路付近のものですが、道路と当該地は高低差があり、影響がないものと認識しております。

高原弘明委員　15 番　高原弘明です。

番号２について質問します。

１点目は、無償譲渡とのことですが、譲渡人と譲受人の関係性を確認したいです。

２点目は、総会資料の世帯稼働員数は、世帯員数１名のうち１名となっておりますが、農地法第３条調査書中の農作業常時従事者の情報には、家族がいるような表現となっているが、整合性を確認したいです。

事務局　１点目は、譲渡人と譲受人の関係性は把握しておりませんが、譲渡人から農地相続により耕作できない農地の売買について相談があった際に、近隣農地の耕作者への相談を促したところ、今回の事案につながったものです。

２点目は、総会資料のとおり世帯員数と稼働員数は１名でしたので、訂正いただくようお願いします。

高原弘明委員　15 番　高原弘明です。

譲受人は町外の方ですが、通作されるのでしょうか？

事務局　譲受人は近隣に農地を所有しており、果樹園もあります。通作により管理をしていくものです。

議長　その他　質疑ありませんか。

「なし」の声あり

議長　質疑なしと認め、討論に入ります。

最初に、反対討論ございませんか。

「なし」の声あり

議長　反対討論なしとして、賛成討論に入ります。

高原弘明委員　15 番　高原弘明です。

番号１については、新規農地取得者として見守りながら、支援していきたいと思います。

番号２については、遠方からの通作のため、適正な農地管理を見守りたいと思います。

中塚誠委員　14 番、中塚誠です。

どちらの案件も耕作意欲が見受けられるので、賛成します。

星川忠博委員　　13番、星川忠博です。
どちらの案件も特に問題はないと思いますので、賛成いたします。
議長　　その他は賛成討論がありましたらお願いします。
「なし」の声あり
議長　　それでは討論なしと認め、挙手による表決に入ります。
議案第１号、農地法第３条の規定による所有権移転許可申請に対する許否決定について、許可する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。
（賛成者挙手）
議長　　挙手全員ですので、許可することに決します。
次に進みます。
議長　　日程第９、議案第２号、農地法の適用外証明願いに対する許否決定について、を議題といたします。
議題について、事務局より朗読させます。
【議案第２号　朗読】
議長　　補足説明を許します。
事務局　　議案第２号について、補足説明をいたします。
こちらの案件では、相続で父より取得した農地の土地利用適正化の観点から適用外証明願出があったものです。
議長　　６月 15 日に適用外証明現地調査を行った農業委員より、調査結果を報告願います。
福澤広基委員　　10番、福澤広基です。
６月 15 日に高橋かおる委員、金子忠博委員、事務局と現地調査を実施しましたので報告します。
資料№3をご覧ください。
番号１－１ですが、当該土地は平成 11 年に住居を建築し、地目が農地とは知らずに自家用車の駐車スペースや進入路、庭として利用していました。この度、相続手続きにより地目が農地であることが判明し、土地利用の適正化を図る為に適用外証明願出をされたものです。20 年以上前からの案件であり、農地としての原状回復は著しく困難です。意図的な違反転用の案件ではないため、農地法の適用外を証明するにあたり、止むを得ないと判断しました。
番号 1-2 ですが、当該土地は昭和 33 年に祖父が店舗兼住居を建築し、駐車場及び進入路として利用していました。昭和 61 年に祖父から父が相続を受けた後も同様の用途で利用していました。この度、父から相続を受け、地目を確認したところ、農地であることが判明したものです。20 年以上前からの案件であり、農地としての原状回復は著しく困難です。意図的な違反転用の案件ではないため、農地法の適用外を証明するにあたり、止むを得ないと判断しました。
議長　　その他、補足説明がありましたら説明願います。
同行した高橋かおる委員、金子忠博委員、補足ありませんか。
「なし」の声あり
議長　　それでは質疑に入ります。
質疑ありましたら、挙手をお願いします。
「なし」の声あり
議長　　質疑なしと認め、討論に入ります。
最初に反対討論をお願いします。
「なし」の声あり
議長　　反対討論なしとして、賛成討論をお願いします。
佐々木光枝委員　　12番、佐々木光枝です。

やむを得ないと判断しますので賛成です。

佐々木昭英委員　９番、佐々木昭英です。
相続により判明したものであり、意図的なものではないので賛成します。

白澤和実委員　７番、白澤和実です。
20 年以上前からの利用ですし、やむを得ないと判断します。

議長　その他は賛成討論がありましたらばお願いいたします。
「なし」の声あり

議長　討論なしと認め、挙手により表決に入ります。
議案第２号、農地法の適用外証明願いに対する許否決定について、許可する旨決するに賛成の委員の挙手を求めます。
（賛成者挙手）

議長　挙手全員ですので、許可することに決します。
次に進みます。
日程第 10、議案第３号、農用地利用集積等促進計画の作成要請について、を議題といたします。
議題について、事務局より朗読させます。
【議案第３号　朗読】

議長　本議案の「１　賃借権設定」の番号 36、37 の案件は７番、白澤和実委員に関係する議案となりますので、議事参与の制限に該当することから退席願います。
７番、白澤和実委員が退席するまで休憩といたします。
【休憩　14：45】
【再開　14：46】

議長　再開します。
「１　賃借権設定」の番号 36、37 の案件について補足説明を許します。

事務局　議案第３号について、補足説明いたします。
これらの案件は、３年間の貸借となっておりますが、その他の貸借と終期を揃えるために３年間としたものでございます。

議長　それでは、質疑に入ります。
質疑ありましたら、挙手願います。
「なし」の声あり

議長　それでは質疑なしと認め、討論に入ります。
最初に、反対討論ありましたらお願いします。
「なし」の声あり

議長　それでは賛成討論に入ります。

佐々木達也委員　６番、佐々木達也です。
賃借料についても妥当だと思いますし、問題ないと思います。

白澤克美委員　５番、白澤克美です。
農地中間管理事業を活用した法人との貸借であり、問談ない案件と思います。

佐々木博委員　４番、佐々木博です。
所有者と耕作者の双方が同意しておりますので、よろしいと思います。

議長　その他賛成討論がありませんか。
「なし」の声あり

議長　討論なしと認め、挙手により表決に入ります。
議案第３号、農用地利用集積等促進計画の作成要請について、の「１　賃借権設定」の番号 36、37 について、要請する旨決するに賛成する委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長　　挙手全員ですので、要請することに決します。
７番　白澤和実委員が着席するまで休憩といたします。
【休憩　14：50】
【再開　14：51】

議長　　再開いたします。
「１　賃借権設定」の番号１から35、「２　再配分」、「３　所有権移転」の案件について補足説明を許します。

事務局　　議案第３号について補足説明をいたします。
13ページの番号14から18ページの番号24の更新案件と、24ページからの再配分案件につきましては、更新及び再設定前は法人に配分されていた案件ですが、実際の耕作者である法人の構成員の個人農家等に対して配分となったものでございます。
29ページの所有権移転については、あっせん事業に申請があった案件でありますが、購入者が認定農業者であり、対象農地が農振農用地であることから、農地中間管理事業での所有権移転をすることとしたものでございます。

議長　　それでは質疑に入ります。
質疑ありましたら挙手願います。

朴田敦志委員　　３番、朴田敦志です。
法人の再配分先は、所有者へ戻ったということでしょうか？

事務局　　所有者ではなく、法人から実際の耕作者である個人または法人へ再配分したものです。これまでの法人による枝番管理の解消につながった事案となります。

議長　　その他、質疑がありましたら挙手願います。
「なし」の声あり

議長　　質疑なしとして、討論に入ります。
最初に反対討論がありましたらお願いします。
「なし」の声あり

議長　　反対討論なしとして、賛成討論に入ります。

朴田敦志委員　　３番、朴田敦志です。
賃借料が安くて赤字ではないかと思いますが、所有者が耕作できない状況での農地管理という観点からはやむを得ないと考えます。
畦畔の耕作者管理は当たり前のことなので、総会資料に明記する必要はないと思います。

阿部江利子委員　　２番、阿部江利子です。
今回の再配分は枝番管理解消につながるものであり、実際の耕作者がわかるようになる状況は今後の農地集約の観点からも望ましいものと思います。

熊谷洋司委員　　１番、熊谷洋司です。
賃借料は安すぎると感じますが、双方が承知しているのであればやむを得ないと思います。農地中間管理事業の活用が増えることは望ましい状況と考えます。

議長　　その他賛成討論ございますか？
「なし」の声あり

議長　　討論なしと認めます。
それでは、挙手により表決に入ります。
議案第３号、農用地利用集積等促進計画の作成要請について、の「１　賃借権設定」の番号１から35、「２　再配分」、「３　所有権移転」について、要請する旨決するに賛成する委員の挙手を求めます。
（賛成者挙手）

議長　　挙手全員ですので、要請することに決します。
次に進みます。
日程第11、議案第４号、令和７年度最適化活動の目標に対する点検・評価について、を議題といたします。
議題について、事務局より朗読させます。
【議案第４号　朗読】
議長　　補足説明を許します。
事務局　　議案第４号について、補足説明をいたします。
この案件は、年度当初に設定した最適化活動の目標に対して、総会において点検・評価をすることとなっていることから、次のページの別紙様式４に基づいて点検・評価を行うものでございます。
まず「１　最適化活動の成果目標」の「(1)農地の集積」の実績についてですが、これは先日、３月と４月の全員協議会において協議して作成した令和８年度の目標における、年度当初の現状の値と同じものとなっておりますが、令和７年度中に0.1%の増となっております。
同じく成果目標の「(2)遊休農地の解消等」については、遊休農地の総面積としては令和７年度中に増減があり、最終的に3.1haの増となっておりますが、その中で解消された遊休農地としては1.5haとなっております。
同じく成果目標の「(3)新規参入の促進」については、新規参入者に対して再配分等により農地を貸借することついて所有者が同意した農地の面積となりますが、この数字は農地中間管理事業により新規に貸借が行われた農地の面積となっております。
次に「２　最適化活動の活動目標」についてですが、月当たりの活動日数の平均は、各委員の活動日数が全体的に増えたことにより7.2日となりました。
これらの結果に基づいて点数を積算した結果、「３　点検・評価結果」について、農業委員会の点検・評価結果の標語は「目標に対して期待どおりの結果が得られた」となりました。
また、推進委員等の点検・評価結果については、活動日数の平均が13日以上になった委員１名が「目標に対して期待を上回る結果が得られた」となりましたが、他の委員は９日こそ超えるも小数点以下の単位で10日以上とならなかったりする等で、遊休農地が解消された農地の所在地域の担当であることによる加点等により２名「目標に対して期待どおりの結果が得られた」となりましたが、残りの委員は昨年度と同様に「目標に対して期待をやや下回る結果となった」となりました。
議長　　それでは質疑に入ります。
質疑ありましたら挙手願います。
「なし」の声あり
議長　　質疑なしと認め、討論に入ります。
最初に反対討論ありましたらお願いいたします。
「なし」の声あり
議長　　反対討論なしとして賛成討論に移ります。
高原弘明委員　　15番　高原弘明です。
最適化活動目標日数10日を達成できなかったことは残念であるが、農業委員会としては期待通りの成果が得られたと評価であったことは、活動の成果だと思います。次年度に期待して賛成します。
中塚誠委員　　14番、中塚誠です。
この目標を達成できるように頑張ってまいりたいと思いますので、賛成します。

星川忠博委員　　13番、星川忠博です。
当町は集積率も高く、法人化も進んでいるので成果を上げるのが難しい状況ではありますが、可能な限り集約に向けて頑張っていきたいと思いますので、賛成します。

議長　　その他、賛成討論ありましたらお願いいたします。
「なし」の声あり

議長　　討論なしと認め、挙手により表決に入ります。
議案第４号、令和７年度最適化活動の目標に対する点検・評価について、別紙のとおり点検・評価する旨決するに賛成する委員の挙手を求めます。
（賛成者挙手）

議長　　挙手全員ですので、別紙のとおり点検・評価することに決します。
以上で議事のすべてを終了しましたので、総会は閉会といたします。
皆様、大変お疲れ様でした。

以上は、令和８年６月22日、矢巾町役場２−２会議室において開催された、令和８年第６回矢巾町農業委員会総会の経過及び結果であり、その相違なきことを証するためにここに署名する。

令和　　年　　月　　日

議　　長　　会　　長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

議事録署名人　＿＿＿＿＿番＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

議事録署名人　＿＿＿＿＿番＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

議事録署名人　＿＿＿＿＿番＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿